

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	工業団地造成事業	原町東 地区 (工区)	南相馬市

図面記号									
M-4									
1 当事者の住所 等	当事者の別	氏 名			捺印	住 所			
	譲受人	南相馬市			印	福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の 使用収益権が 設定されてい る場合		土地利用区分	
			登記簿	現 況		権利 種類	権利者 の氏名 又は名 称	農振法	都 市 計画法
	別 紙 の と お り								
	計	1,644㎡		(田 0㎡		畑 1,644㎡)			
3 権利を設定し 又は移転しよ うとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別		権利の設定、 移転の時期		権 利 の 存続期間		その他	
	所有権	移転		復興整備計画 公表後		永久			
4 転用するこ とによって生 ずる付近の農 地作物等の被 害の防除施設 の概要	<p>当該工業団地の整備にあたっては、既存道路の機能を有する道路の計画を行っている他、開発区域の外周に幅20mの緩衝帯を配置し、周辺環境や景観に配慮した整備とする。又、北側に隣接する農地については、緩衝帯、排水路等により隔てられ、日照上の影響も最小限に抑える。</p> <p>工業団地内の雨水等について、当工業団地は2つの河川流域に属しており、各々の流域面積を変える事なく、流下する水路の排水の能力に応じた調整池(2箇所)の計画を行っており、現況水路の影響は極力抑えている。又、工場の排水は、工場内により浄化を行った後に、工業団地の排水路に流下を行う。</p>								

(別紙) 2 の欄 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の種 類	権利者の氏名又は名称	農振法	都 市 計画法
原町区萱浜字北谷地	313番1	畑	畑	1,644	-	-	農振区域外	非線引き都市計画区域の用途地域外
					-	-		
計	1筆	1,644	(田	0	m ²	畑	1,644 m ²)	